

平成 22 年 12 月 10 日

要望項目等に関する最終整理案
[地方税]

【法人住民税、事業税関係】
(他税目に共通するものを含む)

法人税制〔地方税〕（案）

（経産要望－16）

- グループ法人税制の円滑な執行に向けた措置については、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。

（要望にない項目等－5）

- 法人住民税及び法人事業税について、仮決算による中間申告の見直しに関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。

【検討事項】

（要望にない項目等－3、4）

- 会計検査院意見表示事項に基づき国税において中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲を見直す場合及び中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲を見直す場合には、あわせて地方税においても同様の検討をする。

法人住民税・事業税（案）

【延長・拡充等】

（経産要望－１）

- 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、電気事業法に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を３年延長する。

【その他】

（金融要望－９）

- 少額短期保険業に係る法人事業税について、収入金額の２分の１に相当する金額を収入金額から控除する課税標準の特例措置を廃止することとし、少額短期保険業の課税標準である収入金額は、各事業年度の正味収入保険料に生命保険等に係るものは１００分の１６、損害保険に係るものは１００分の２６を乗じて得た金額とする措置を地方税法本則において講ずる。

【検討事項】

（金融要望－１０、経産要望－５、６）

- 現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討する。

(厚労要望-16、17)

- 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、平成22年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年1年間真摯に議論し、結論を得る。

○ 次の事項（要望番号）については、国税と同様の取り扱いとする。

【要望；新設】

- ・内閣府－8
- ・金融庁－1、4、17
- ・外務省－1
- ・財務省－2
- ・文部科学省－8
- ・厚生労働省－9、19、21
- ・経済産業省－7（2）

【要望；拡充・延長等】

- ・内閣府－5
- ・金融庁－5、6、8、13、16
- ・外務省－2
- ・財務省－3
- ・厚生労働省－20、29、30
- ・農林水産省－4、9、12、19、20、21
- ・経済産業省－15、17、18、19、20、21、追1、30、31、36
- ・国土交通省－12、37
- ・環境省－8

【見直し；廃止・縮減等】

- ・厚生労働省－1
- ・経済産業省－11